
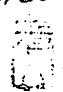







所長	局長	次長	長	課長	課長補佐	係長	係
	6/25 						

平成 27 年度

裁判事務の分配等に関する申合せ集

(平成 27 年 7 月 2 日現在)

広島地方裁判所

変更箇所

1. 考査

7月1日現在

2. 考査

考査

考査

目 次

1 本庁

(1) 民事部

民事裁判事務の分配についての申合せ（本庁民事第一部，第二部， 第三部）	1
民事裁判事務の分配についての申合せ（本庁民事部各部）	4
民事第一部裁判事務分配表	5
民事第二部裁判事務分配表	6
民事第三部裁判事務分配表	7
民事第四部裁判事務分配表	8
民事保全事件及び民事執行事件処理の填補について	9
準抗告事件の民事部裁判官の代理順序について	10

(2) 刑事部

刑事裁判事務の分配に関する申合せ（本庁）	11
刑事第一部裁判事務分配表	15
刑事第二部裁判事務分配表	16
裁判官令状当番（平日昼間）実施要領（地裁本庁，広島簡裁）	17
裁判官令状当番（平日夜間及び休日）実施要領（地裁本庁，呉支 部，三次支部，広島簡裁，東広島簡裁，可部簡裁，大竹簡裁，呉 簡裁，竹原簡裁，庄原簡裁）	22
被疑者国選弁護士選任等事件の事務分配等について（地裁本庁， 呉支部，三次支部，広島簡裁，東広島簡裁，可部簡裁，大竹簡裁， 呉簡裁，竹原簡裁，庄原簡裁）	28

2 呉支部

民事裁判事務の分配についての申合せ（呉支部）	31
呉支部裁判事務分配表（1）	32

	刑事裁判事務の分配についての申合せ（呉支部，呉簡裁分）	33
	呉支部裁判事務分配表（2）	38
3	尾道支部	
	民事裁判事務の分配についての申合せ（尾道支部）	39
	尾道支部裁判事務分配表（1）	40
	刑事裁判事務の分配についての申合せ（尾道支部）	41
	尾道支部裁判事務分配表（2）	42
	裁判官令状等当番実施要領（地裁尾道支部，尾道簡裁分）	43
4	福山支部	
	民事裁判事務の分配についての申合せ（福山支部）	46
	福山支部裁判事務分配表（1）	47
	刑事裁判事務の分配についての申合せ（福山支部）	48
	福山支部裁判事務分配表（2）	49
	裁判官令状等当番実施要領（地裁福山支部，福山簡裁分）	50
	組織的犯罪処罰法又は麻薬特例法による没収・追徴保全命令等請求等 事件事務分配基準（地裁福山支部分）	53
5	広島簡裁	
	民事・刑事裁判事務の分配についての申合せ（広島簡裁）	54
6	尾道簡裁	
	民事・刑事裁判事務の分配についての申合せ（尾道簡裁）	56
7	福山簡裁	
	民事裁判事務の分配についての申合せ（福山簡裁）	57
8	独立簡裁	
	刑事裁判事務の分配についての申合せ（独立簡裁）	58

民事裁判事務の分配についての申合せ

広島地方裁判所民事第一部，第二部，第三部

第1 継続的な関連事件の配付

- 1 B型肝炎訴訟事件は民事第三部に配付する。
- 2 C型肝炎訴訟事件は民事第一部に配付する。
- 3 在外被爆者損害賠償請求事件は，平成23年5月23日受付分から，原告数が500人に達するまでの間，民事第三部に配付する。
- 4 上記1については，多数当事者による配付の調整は行わない。

第2 合議審査委員会の決議による事件の配付等

1 合議審査委員会の設置

- (1) 三次支部から回付の申出があった場合の合議相当該当性，本庁民事部における多数当事者事件の配付の調整及び複雑困難事件の配付の調整について審議するため，合議審査委員会を置く。

- (2) 合議審査委員会は，部総括裁判官1名及び右陪席裁判官2名の合計3名の委員によって構成する。

部総括裁判官は，民事第一部，第二部，第三部の順序で委員となる。

右陪席裁判官は，委員となった部総括裁判官の所属する部以外の部からそれぞれ1名ずつ委員となる。

- (3) 委員の任期は選出より6か月間とする。
- (4) 民事第一部，第二部，第三部の合議体を構成する未特例判事補のうち1名の者は，オブザーバーとして，上記審査委員会に出席することができる。同オブザーバーは，民事第三部，第一部，第二部の各未特例判事補が順次これを担当する。その担当期間は6か月とする。
- (5) 合議審査委員会の事務局を民事訟廷事務室に置き，同事務局の幹事には民事訟廷管理官を充てる。幹事は，議事に必要な資料を準備し，委員会に出席し，議事の結果を記録するなどの事務を行う。また，幹事は，審査により合

議事件とする旨議決された事件の訴状又は事案の概要を記載した書面（訴状が大部である場合等に作成するもの）を保管し，裁判官からの閲覧にこれを供する事務も行う。

2 三次支部からの回付申出事件の審査

- (1) 合議審査委員会は，三次支部裁判官からの申出を受けたときは，当該事件が合議事件に適するか否かについて速やかに議決しなければならない。

なお，別表に該当する事件については，特段の事情のない限り，合議事件に適するものとして扱う。

- (2) 三次支部から回付された事件は，民事第一部，第二部，第三部に順次配付する。ただし，別表(1)に掲げる事件は，民事第一部に配付する。

3 多数当事者事件の配付の調整

- (1) 合議審査委員会は，訴訟事件で当事者の数が50人を超える事件及びその他選定当事者による事件で選定者多数の場合等の特別の事情が認められる事件については，その配付を受けた裁判体の申出により，調整すべき件数を決定する。

- (2) 上記(1)の場合において，申出を行った裁判体を構成する裁判官が合議審査委員会の構成員であるときは，次順位の裁判官がこれに代わって構成員となる。

4 複雑困難事件の配付の調整

- (1) 合議審査委員会は，事案の内容が複雑困難で審理の長期化が見込まれ，かつ合議事件として審理するのが相当と認められる事件については，その配付を受けた裁判体の申出により，調整すべき件数を決定する。

この場合には，あらかじめ，合議審査委員会の構成委員ではない部総括裁判官の意見を聴取しなければならない。

- (2) 上記(1)の合議審査委員会の構成については，上記3(2)の例による。

(別表)

- (1) 医事関係訴訟事件（医療行為の過誤を原因とする訴訟事件）
- (2) 意匠・商標・著作権に関する事件
- (3) 不正競争防止法に関する事件
- (4) 商法20条，21条に関する事件
- (5) 公害事件（大気汚染，水質汚濁，土壌汚染，水害，騒音及び振動による被害を理由とし，被害者である原告が10名以上のもの）
- (6) マンション等の高層建築物による日照等の被害を理由とする建築差止又は損害賠償請求事件（被害者である原告が10名以上のもの）
- (7) 列車，船舶及び航空機の事故による人身被害事件
- (8) 薬品又は食品の原材料又は製造過程等の瑕疵による人身被害事件
- (9) 国賠法2条に関する人身被害事件
- (10) 労働災害事件（機械，電気，粉じん，落盤，他人の作業行動等による人身被害を理由とするもの）
- (11) 証券取引又は商品先物取引事件（損害賠償請求額が3000万円を超えるもの）
- (12) マスコミ報道による名誉毀損を原因とする損害賠償請求又は差止請求事件
- (13) マスコミに報道されるなどして社会の注目を引いている事件
- (14) 社会的な影響が大きい事件
- (15) 先例のない法解釈が争点となっている事件
- (16) 既に合議事件として係属中の事件に関連するもので，同事件との併合又は並行審理が相当と認められる事件

民事裁判事務の分配についての申合せ

広島地方裁判所民事部各部

各部における各裁判官への事件の配付は、各部において別途定めた別紙裁判事務分配表のとおり

広島地方裁判所民事第一部裁判事務分配表

種 別		担当者	龍見	宮本	丹羽	加藤	田中	備 考	
合 議	訴 訟	全部	2 / 8	3 / 8	3 / 8	1 / 2	1 / 2	合議体の構成は、部において定める。	
	抗 告								
	そ の 他								
単 独	通 常	2 / 8	3 / 8	3 / 8					
	手形，小切手								
罹災都市借地借家 臨時処理等									
借 地 非 訟									
民 事 非 訟									
商 事 非 訟									
民 事 保 全									
民 事 執 行									
破 産									
再 生									
会 社 更 生									
過 料									
調 停									
仲 裁 関 係 事 件									全部
配偶者暴力等に関する 保 護 命 令									
船舶所有者等責任制限 油濁損害賠償責任制限									
共 助 ・ そ の 他					1 / 2	1 / 2			

広島地方裁判所民事第二部裁判事務分配表

種 別		担当者	未永	吉岡	土山	備 考
合 議	訴 訟	全部	全部	全部	全部	民事保全事件は、 (1)行政事件を本案とするもの、(2)地方自治法第242条の3第2項又は第243条の2第5項の規定による訴訟を本案とするもの。 合議体の構成は、部において定める。
	抗 告					
	民 事 保 全					
	そ の 他					
単 独	通 常	2 / 5	3 / 5			
	手形、小切手					
罹災都市借地借家 臨時処理等						
借 地 非 訟						
民 事 非 訟						
商 事 非 訟						
民 事 保 全						
民 事 執 行						
破 産						
再 生						
会 社 更 生						
過 料						
調 停						
仲 裁 関 係 事 件		全部				
配偶者暴力等に関する 保 護 命 令						
船舶所有者等責任制限 油濁損害賠償責任制限						
共 助 ・ そ の 他				全部		

広島地方裁判所民事第三部裁判事務分配表

種 別		担当者	小西	榎本	財賀	内藤	備 考
合 議	訴 訟	全部	全部	1 / 2	1 / 2	全部	民事保全事件は、(1)行政事件を本案とするもの、(2)地方自治法第242条の3第2項又は第243条の2第5項の規定による訴訟を本案とするもの。 合議体の構成は、部において定める。
	抗 告						
	民 事 保 全						
	そ の 他						
単 独	通 常	2 / 8	3 / 8	3 / 8	労働審判法22条1項(22条2項、24条において準用する場合を含む。)の規定により訴え提起があったものとみなされる事件については、原則として当該労働審判事件を担当した裁判官には配付しない。また、上記配付に関する定めは、部の裁判官の協議により、臨時的に変更することを妨げない。		
	手形、小切手						
	労 働 審 判	1 / 3	1 / 3	1 / 3			
	労働審判異議等	1 / 5	2 / 5	2 / 5			
罹災都市借地借家臨時処理等							
借 地 非 訟							
民 事 非 訟							
商 事 非 訟							
民 事 保 全							
民 事 執 行							
破 産							
再 生							
会 社 更 生							
過 料							
調 停							
仲 裁 関 係 事 件		全部					
配偶者暴力等に関する保護命令							
船舶所有者等責任制限 油濁損害賠償責任制限							
共 助 ・ そ の 他						全部	

広島地方裁判所民事第四部裁判事務分配表

種 別		担当者		絹川	山本	加藤	備 考
合 議	訴 訟						
	抗 告						
	そ の 他						
単 独	通 常						
	手形, 小切手						
罹災都市借地借家 臨時処理等		担当割合は, 民事第四部の裁判官の協議により定める。				合議のみ	商事非訟事件のうち, 預金保険法87条の規定による裁判所の許可(代替許可決定)は原則として絹川が担当し, 絹川が不在の場合には, 山本が担当する。
借地非訟							
民事非訟							
商事非訟		担当割合は, 民事第四部の裁判官の協議により定める。				合議のみ	民事保全事件については, (1)行政事件を本案とするもの, (2)地方自治法第242条の3第2項又は第243条の2第5項の規定による訴訟を本案とするものを, それぞれ除く。
民事保全							
民事執行		担当割合は, 民事第四部の裁判官の協議により定める。				合議のみ	
破 産	管財事件						
	同時廃止事件						
再 生	担当割合は, 民事第四部の裁判官の協議により定める。					合議のみ	
会 社 更 生							
過 料							
調 停							
配偶者暴力等に関する 保護命令		担当割合は, 民事第四部の裁判官の協議により定める。				合議のみ	
船舶所有者等責任制限 油濁損害賠償責任制限							
共 助 ・ そ の 他		担当割合は, 民事第四部の裁判官の協議により定める。				合議のみ	

民事保全事件及び民事執行事件処理の填補について

(本庁民事部申合せ)

夏期休廷期間中（7月21日から8月31日まで）の民事第四部の倒産期日の開廷日については、夏期休廷期間中ではない民事第一部から第三部までの裁判官が次の基準により担当する。

部総括裁判官

1日

その他の裁判官（新任判事補を除く。）

1日又は2日（ただし、2日となる裁判官は、未特例判事補、特例判事補、判事の順で選定することとする。）

準抗告事件の民事部裁判官の代理順序について

(本庁民事部申合せ)

平成25年11月19日

- 1 準抗告事件について、刑事部において準抗告裁判所が構成できない場合の民事部裁判官の代理順序は、次の(1)から(3)までの順序で定めることとする。

なお、代理順序を定めるに当たり、単独事件を担当しない特例判事補は、裁判所法27条2項の適用に関し、未特例判事補とみなすものとする。

- (1) 「裁判官の配置，裁判事務の分配，裁判官に差し支えあるときの代理順序及び開廷の日割」中の「1 裁判官の配置」（以下「裁判官配置表」という。）に記載された民事第一部から民事第三部までの未特例判事補及び単独事件を担当しない特例判事補が，裁判官配置表に記載された順番で代理する。
- (2) (1)の裁判官によっては準抗告裁判所を構成することができない場合は，裁判官配置表に記載された民事第一部から民事第四部までの特例判事補（単独事件を担当しない特例判事補を除く。）以上の部総括裁判官を除く裁判官が，裁判官配置表に記載された順番で代理する。
- (3) (1)及び(2)の代理によって準抗告裁判所を構成することができない場合は，民事第一部から民事第四部までの部総括裁判官がこの順番で代理する。

- 2 1記載の裁判官による代理順序の運用は，次のとおりとする。

- (1) 填補の割当てに当たっては，刑事訟廷管理官に填補割当表の作成及び管理を委ね，填補回数が1の(1)，(2)及び(3)の各グループ内の各裁判官間で不均衡が生じないように配慮する。

なお、填補割当表は裁判官の異動がある都度作成し、新たに民事部配置となった裁判官については前任者の填補回数を引き継ぐことなく新たに数えることとし、異動のない裁判官については従前の填補回数を引き継ぐものとする（新たに民事部配置となった裁判官は、異動のない裁判官の填補回数に満つるまで連続して填補する。）。

- (2) 填補回数については、刑事第一部，刑事第二部のいずれを代理したか，また，填補を行ったのが，準抗告裁判所の裁判長としてか，右陪席裁判官としてか，左陪席裁判官としてかにかかわらず，1回として数える。また，同一機会に，複数件の填補を行った場合には，1件を1回として複数回を数える。

刑事裁判事務の分配に関する申合せ

広島地方裁判所本庁刑事部

1 各部等への分配順等

- (1) 合議体で審理する事件は、「広島地方裁判所刑事部裁判事務分配表（以下「事務分配表」という。）の「合議」欄所定の種別区分ごとに、刑事第一部、刑事第一部、刑事第二部の順に分配する。
- (2) 単独体で審理する事件は、事務分配表の「単独欄」所定の種別区分ごとに、刑事第一部、刑事第二部、刑事第一部の順に分配する。ただし、公職選挙法違反（百日裁判）の公判請求の分配は、刑事第一部及び刑事第二部の協議による。
- (3) 各部の担当者及び分配順は、刑事第一部においては「広島地方裁判所刑事第一部裁判事務分配表」、刑事第二部においては「広島地方裁判所刑事第一部裁判事務分配表」のとおりとする。

2 関連事件等の分配等

- (1) 1人の被告人が数罪を犯したいわゆる追起訴事件は、先に起訴された事件が配付された合議体又は係（以下「合議体等」という。）に分配する。
- (2) 被告人が複数のため、別々の合議体等にまたがって配付されている場合の追起訴事件は、関係する合議体等との協議によって定めた合議体等に分配する。
- (3) その他の関連事件は、事件の配付を受けたのち、関係する合議体等の協議によって併合審理するのが相当とされたときは、一方の合議体等に分配替えする。
この場合、分配替えを受けた合議体等の相応する新件を、分配替えした合議体等に分配替えする。

3 起訴前の勾留に関する裁判等がなされた公判請求事件の分配

起訴前に次の裁判がされた公判請求事件は、その裁判をした裁判官が属さない合議体、又は同裁判官が属さない合議体を構成する裁判官の係に分配する。

- (1) 勾留に関する裁判（土曜日、日曜日及び休日の各昼間並びに夜間の求令状起訴に伴う勾留に関する裁判を含む。）

- (2) 組織的犯罪処罰法第4章の規定による没収・追徴保全命令等請求事件（麻薬特例法19条4項，20条3項によりその例によるとされるものを含む。）の裁判

4 差戻事件の分配

(1) 合議事件

差戻事件の分配を受ける合議体に，原裁判に関与した裁判官がいるときは，同合議体以外の合議体に分配する。

(2) 単独事件

差戻事件の分配を受ける係の裁判官が原裁判をした裁判官と同じ合議体を構成するときは，同裁判官と同じ合議体を構成しない裁判官の係に分配する。

5 忌避又は回避申立事件の分配

忌避又は回避申立事件の分配を受ける合議体に，その申立てを受け，又は申立てをした職員が属するときは，他の合議体に分配する。

6 刑訴法429条による準抗告の分配

(1) 刑訴法429条による準抗告の分配を受ける合議体に，原裁判をした裁判官が属するときは，他の合議体に分配する。

(2) 刑訴法429条による準抗告の分配を受ける合議体，又は，合議体を構成する裁判官の係に，当該公判請求事件が係属しているときは，他の合議体に分配する。

(3) 刑事部において，その後の公判請求を分配すべき合議体等がなくなることが予想される場合は，刑事第一部及び刑事第二部の協議により，刑訴法429条による準抗告を担当する合議体を定める。

7 裁判員法3条1項，41条3項，43条3項の各決定等の分配

(1) 裁判員法3条1項，41条3項，43条3項の各決定及び同法35条1項，42条1項（同法41条2項1号の決定に対するものに限る。），94条1項の各異議申立ては，当該公判請求事件の係属する合議体以外の合議体に分配す

る。

裁判員法 3 条 1 項の決定を職権により行う場合もこれに準じる。

- (2) 裁判員法 4 2 条 1 項の異議申立て（同法 4 1 条 2 項 1 号の決定に対するものを除く。）は、原裁判をした合議体以外の合議体に分配する。

8 組織的犯罪法又は麻薬特例法による没収・追徴保全命令等の分配

- (1) 起訴前の組織的犯罪処罰法第 4 章の規定による没収・追徴保全命令等請求事件（麻薬特例法 1 9 条 4 項， 2 0 条 3 項によりその例によるとされるものを含む。）及び組織的犯罪処罰法 7 1 条 1 項による各種令状請求事件は、第一部 A 合議体の左陪席裁判官，刑事第二部の左陪席裁判官，刑事第一部 B 合議体の左陪席裁判官の順に分配する。

- (2) 起訴後の組織的犯罪処罰法第 4 章の規定による没収・追徴保全命令等請求事件（麻薬特例法 1 9 条 4 項， 2 0 条 3 項によりその例によるとされるものを含む。）は、その本案事件の分配を受けた合議体又は係に分配する。

- (3) (2)の事件の起訴後第 1 回前までの担当裁判官は、次のとおりとする。

ア 本案事件が，第一部 A 合議体又は同合議体に属する裁判官の係に分配された事件である場合は，第一部 B 合議体の左陪席裁判官

イ 本案事件が，第一部 B 合議体又は同合議体に属する裁判官の係に分配された事件である場合は，第二部の左陪席裁判官

ウ 本案事件が，第二部又は同部に属する裁判官の係に分配された事件である場合は，第一部 A 合議体の左陪席裁判官

- (4) 組織的犯罪処罰法 5 2 条 2 項， 7 3 条による取消・変更請求事件（麻薬特例法 1 9 条 4 項， 2 0 条 3 項， 2 3 条によりその例によるとされるものを含む。）は、同事件の分配を受ける合議体，又は合議体を構成する裁判官の係に，当該公判請求事件が係属しているときは，他の合議体に分配する。

9 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に規定する事件の担当

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に規定する傍受令状請求（同法 7 条の

傍受できる期間の延長請求を除く。)を処理した裁判官は、当該令状に付随する事務を担当する。ただし、当該裁判官が民事部の裁判官の場合は、刑事第一部及び刑事第二部の協議により、担当裁判官を定める。

10 その他

- (1) 未済事件は、新年度においても、従前から担当している合議体又は係が引き続き担当する。
- (2) 新年度の事務分配は、前年度の最終分配の次から始めるものとする。

広島地方裁判所刑事第一部裁判事務分配表

担当者 種別		A合議			B合議			分配順	備考
		小川	岡崎	下村	丹羽	三芳	川原		
合議	公判請求(裁判員裁判対象)(差戻しを含む。)	全部	全部	全部	全部	全部	全部	A合議, B合議の順	
	公判請求(裁判員裁判非対象法定合議)(差戻しを含む。)								
	起訴強制								
	再審								
	除斥, 忌避又は回避								
	準抗告(刑訴法429条)								
	心神喪失者等医療観察法72条1項, 73条1項の各申立て								
	組織的犯罪処罰法52条2項, 73条による取消・変更請求(麻薬特例法19条4項, 20条3項, 23条によりその例によるとされるものを含む。)								
	組織的犯罪処罰法第6章の規定による共助(麻薬特例法23条によりその例によるとされるものを含む。)								
	裁判員法3条1項, 41条3項, 43条3項の各決定								
裁判員法35条1項, 42条1項(41条2項1号の決定に対するものに限る。), 94条1項の各異議申立て									
裁判員法42条1項の異議申立て(41条2項1号の決定に対するものを除く。)									
単独	公判請求(差戻しを含む。)	1/6	2/6		1/6	2/6		小川, 丹羽, 岡崎, 三芳の順	公職選挙法違反(百日裁判)の公判請求を除く。
	公職選挙法違反(百日裁判)の公判請求	裁判官の協議による。							
	再審	1/6	2/6		1/6	2/6		小川, 丹羽, 岡崎, 三芳の順	
	心神喪失者等医療観察法33条1項, 49条1項, 2項, 50条, 54条1項, 2項, 55条, 59条1項, 2項, 76条1項, 2項の各申立て	1/6	2/6		1/6	2/6		小川, 丹羽, 岡崎, 三芳の順	
	準抗告(刑訴法430条)	1/6	1/6	1/6	1/6	1/6	1/6	小川, 丹羽, 岡崎, 三芳, 下村, 川原の順	
	検察審査会法41条の9の指定弁護士の指定及び取消	1/6	1/6	1/6	1/6	1/6	1/6	小川, 丹羽, 岡崎, 三芳, 下村, 川原の順	
	過料(刑訴法38条の4のうち, 被疑者にかかるもの)		1/2			1/2		下村, 川原の順	
	執行猶予取消請求			1/2			1/2	下村, 川原の順	組織的犯罪処罰法第6章の規定による共助(麻薬特例法23条によりその例によるとされるものを含む。)を除く。
	証人尋問請求			1/2			1/2		
	証拠保全			1/2			1/2		
共助(心神喪失者等医療観察法24条2項に定める囑託による事実の取調べを含む。)			1/2			1/2			
訴訟費用負担請求			1/2			1/2			
その他			1/2			1/2			

広島地方裁判所刑事第二部裁判事務分配表

担当者		伊藤	河村	細田	分配順	備考
合議	公判請求(裁判員裁判対象)	全部	全部	全部		
	公判請求(裁判員裁判非対象法定合議)					
	起訴強制					
	再審					
	除斥、忌避又は回避					
	準抗告(刑訴法429条)					
	心神喪失者等医療観察法72条1項、73条1項の各申立て					
	組織的犯罪処罰法52条2項、73条による取消・変更請求(麻薬特例法19条4項、20条3項、23条によりその例によるとされるものを含む。)					
	組織的犯罪処罰法第6章の規定による共助(麻薬特例法23条によりその例によるとされるものを含む。)					
	裁判員法3条1項、41条3項、43条3項の各決定 裁判員法35条1項、42条1項(41条2項1号の決定に対するものに限る。)、94条1項の各異議申立て 裁判員法42条1項の異議申立て(41条2項1号の決定に対するものを除く。)					
単独	公判請求	1/3	2/3		伊藤、河村の順	公職選挙法違反(百日裁判)の公判請求を除く。
	公職選挙法違反(百日裁判)の公判請求	裁判官の協議による。				
	再審	1/3	2/3			
	心神喪失者等医療観察法33条1項、49条1項、2項、50条、54条1項、2項、55条、59条1項、2項、76条1項、2項の各申立て	1/3	2/3		伊藤、河村の順	
	準抗告(刑訴法430条)	1/3	1/3	1/3		
	検察審査会法41条の9の指定弁護士の指定及び取消	1/3	1/3	1/3	伊藤、河村、細田の順	
	過料(刑訴法38条の4のうち、被疑者にかかるもの)		全部			
	執行猶予取消請求			全部		
	証人尋問請求			全部		
	証拠保全			全部		
共助(心神喪失者等医療観察法24条2項に定める嘱託による事実の取調べを含む。)			全部		組織的犯罪処罰法第6章の規定による共助(麻薬特例法23条によりその例によるとされるものを含む。)を除く。	
訴訟費用負担請求			全部			
その他			全部			

裁判官令状等当番（平日昼間）実施要領（申合せ）

広島地裁本庁及び広島簡裁の全裁判官

平成26年3月19日申合せ

第1 起訴前における各種令状及び身柄に関する事件（接見等禁止の一部解除の申立て、勾留取消の請求・勾留執行停止の取消の請求・勾留執行停止の申立て等、被疑者の勾留の裁判を前提とする各種申立てに関する事件を含む。）の処理

1 平日の昼間（午前8時30分から午後5時までの受理分。以下同じ。）については、次のとおり担当する。

(1) 民事部の第一部，第二部，第三部の未特例判事補（ただし，単独事件を担当しない特例判事補を含む。以下同じ。）

週1日

(2) 刑事部の未特例判事補

週1日

※ 刑事訟廷管理官は，令状当番割当表を当該割当月の2か月前に作成する。令状当番割当表の作成に当たっては，次の要領に従うものとする。

① 令状当番の割当ては，各割当月において，次の④の場合を除き，民事部の未特例判事補の間での割当割合，刑事部の未特例判事補の間での割当割合が，それぞれ均等になるようにする。

② 刑事訟廷管理官は，適宜の方法により，民事部及び刑事部の未特例判事補から当該割当月における差し支え日を聴取し，令状当番割当表に反映させる

③ ②により割当割合に不均衡が生じた場合には，刑事訟廷管理官は，当該割当月の翌月の令状当番割当表の作成に当たり，当該不均衡が是正されるように調整する。

④ 刑事部の未特例判事補は，将来負担すべき割当割合の令状当番を担当することが困難な割当月が生じることに備え，民事部の未特例判事補との割当割合又は刑事部の他の未特例判事補との割当割合を超える割合の令状当番を担当することができる。

(3) 簡裁の裁判官（兼務及び代行裁判官を除く。以下同じ。） 週3日

2 当番外の裁判官による処理について

(1) 当番の裁判官の所属が刑事部である場合において，当該令状請求又は身柄処理に係る事件が起訴されたとした場合に，その所属する部に分配されることが明らかなきときは，令状請求等については，他の刑事部の裁判官が，その

部内で定める順序によりこれを処理する。当番の裁判官が簡裁の裁判官である場合において、当該令状請求等に係る事件が起訴されたとした場合に、その裁判官に分配されることが明らかなときは、令状請求等については、簡裁の他の裁判官が、別に簡裁で定める順序によりこれを処理する。

(2) 当番の時間内に10件を超える勾留請求事件が係属した場合、午後3時の段階で未着手の勾留請求事件が5件以上ある場合又は一般令状請求事件が多数係属するなど、午後5時までに処理することが困難と認められる場合は、次の例による。

ア 当番の裁判官が民事部又は刑事部の裁判官であるときは、民事第一部、同第二部、同第三部及び刑事部の他の未特例判事補が分担して処理することができる。

イ 当番の裁判官が簡裁の裁判官であるときは、簡裁の他の裁判官が分担してこれを処理することができる。

(3) 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の規定による傍受令状請求（同法第7条の傍受できる期間の延長請求を含む。）があった場合に、当番の裁判官が簡裁の裁判官であるときは、地裁刑事部の裁判官が次のとおり処理する。

ア 別に定める傍受令状割当表により処理する。

イ 割り当てられた裁判官が差し支えの場合は、傍受令状割当表の順序に従って次順位の裁判官（次順位の裁判官が差し支えの場合は、傍受令状割当表の順序により、順次繰り下がる。）がこれを処理する。この場合、処理した裁判官には、その次の割当てを行わないものとする。

3 勾留理由開示請求事件の処理

当該勾留状を発付した裁判官が担当する。

4 令状当番割当表の作成等

令状当番割当表は1か月ごとに作成する。ただし、裁判官の異動期におい

ては、半月ごとに区切って作成することができる。

5 裁判官の異動の際の取扱い

- (1) 転入者は、その前任者に対して既に割り当てられている分を引き継いで担当する。
- (2) 未着任の転入者は、割当てから除外する。ただし、割当期間内に着任することが確実な場合には、この限りではない。
- (3) 新任未特例判事補及び簡裁判事に対する割当ては次のとおりとする。

ア 新任未特例判事補

発令の年の3月31日まで割当てを行わない。

イ 新任簡裁判事（司法修習生の修習を終えた者を除く。）

発令の年の翌年の3月31日まで割当てを行わない。ただし、発令の年の11月1日以降は、広島簡裁の他の裁判官に割り当てられた令状請求事件のうち、同裁判官から指定された事件を処理する。

第2 求令状事件その他起訴後第1回公判期日前における身柄に関する事件の処理

1 地裁が受理した事件についての処理

(1) 合議事件

当該事件の分配を受けない刑事部の未特例判事補が担当する。もしこれに差し支えがあるときは、その部の他の裁判官、民事第一部、同第二部及び同第三部の未特例判事補が前記の順序により担当する。

(2) 単独事件

当該事件の分配を受ける部の未特例判事補が担当する。もしこれに差し支えがあるときは、その事件の分配を受けない刑事部の未特例判事補、民事第一部、同第二部及び同第三部の未特例判事補が前記の順序により担当する。

(3) 未特例判事補

毎年4月1日現在で未特例判事補であった者は、翌年の3月31日までに

職権特例指名が発令された場合でも、同日までは、(1)及び(2)の各項記載の未特例判事補として扱うものとする。

(4) 新任の未特例判事補

新任の未特例判事補については、発令の年の3月31日まで身柄に関する事件の処理は一切行わせない。この間の処理は、当該未特例判事補に差し支えがあるときの例による。

(5) 勾留理由開示請求事件の処理

当該勾留状を発付した裁判官が担当する。

2 簡裁が受理した事件についての処理

別に簡裁で定めるところによる。

第3 心神喪失者等医療観察法33条1項、59条1項、2項の各申立てに付随する鑑定入院命令及び連戻状の請求に関する事件の処理

1 刑事第一部及び同第二部の左陪席裁判官が、別に定める鑑定入院命令割当表及び連戻状割当表に基づき、これを処理する。もしこれに差し支えがあるときは、裁判官に差し支えがあるときの代理順序の例による。

2 新任の未特例判事補については、発令の年の3月31日まで、心神喪失者等医療観察法33条1項、59条1項、2項の各申立てに付随する鑑定入院命令及び連戻状の請求に関する事件の処理に関する事件の処理は、一切行わせない。この間の処理は、当該未特例判事補に差し支えがあるときの例による。

第4 児童虐待の防止等に関する法律9条の3の規定による臨検捜索許可状請求に関する事件の処理

広島家裁において処理する。

第5 特別な場合の措置

第1から第3までの定めでは処理できないか、又は適切な処理が図れないなど、必要と認められる事案については、その都度、所長が、関係裁判官の意見を聴取した上で担当裁判官を指名する。

付 記

この申合せは、平成26年4月1日から実施する。

裁判官令状等当番（平日夜間及び休日）実施要領（申合せ）

広島地裁本庁，呉支部，三次支部，
広島簡裁，東広島簡裁，可部簡裁，大竹簡裁，
呉簡裁，竹原簡裁，庄原簡裁の全裁判官

平成26年3月19日申合せ

平成26年5月30日変更

第1 起訴前における各種令状及び身柄に関する事件（接見等禁止の一部解除の申立て，勾留取消の請求・勾留執行停止の取消の請求・勾留執行停止の申立て等，被疑者の勾留の裁判を前提とする各種申立てに関する事件を含む。）の処理

1 平日の夜間（後記3の年末年始の休日を除く。夜間とは，午後5時から翌日午前8時30分までの受理分をいう。以下同じ。）

所長を除く広島地裁本庁の裁判官及び広島簡裁の裁判官（兼務及び代行裁判官を除く。以下同じ）が順次担当する。

2 休日（後記3の年末年始の休日と重なる場合を除く。休日とは，裁判所の休日に関する法律に定める裁判所の休日をいう。以下同じ。）

(1) 昼間（午前8時30分から午後5時までの受理分。以下同じ）

所長を除く次の裁判官が順次担当する。

ア 広島地裁本庁，呉支部，広島簡裁，東広島簡裁，可部簡裁，大竹簡裁及び呉簡裁の裁判官

イ 住居地から本庁までの距離が片道50キロメートル未満の三次支部，竹原簡裁及び庄原簡裁の裁判官

(2) 夜間

ア 翌日が休日である場合

所長を除く次の裁判官が順次担当する。

(ア) 広島地裁本庁，呉支部，広島簡裁，東広島簡裁，可部簡裁，大竹簡裁及び呉簡裁の裁判官

(イ) 住居地から本庁までの距離が片道50キロメートル未満の三次支部，竹原簡裁及び庄原簡裁の裁判官

イ 翌日が平日である場合

所長を除く広島地裁本庁の裁判官及び広島簡裁の裁判官が順次担当する。

3 年末年始の休日（前後に隣接する土曜日及び日曜日を含む。以下同じ。）

所長を除く広島地裁本庁の裁判官及び広島簡裁の裁判官が次のとおり担当する。

曆に従って全1日を担当することとし、順次割り当てる。

4 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の規定による傍受令状請求（同法第7条の傍受できる期間の延長請求を含む。）の処理

通信傍受令状の請求があった場合に、当番の裁判官が簡裁の裁判官であるときは、本庁刑事部の裁判官が次のとおり処理する。

- (1) 別に定める傍受令状割当表により処理する。
- (2) 割り当てられた裁判官が差し支えの場合は、傍受令状割当表の順序に従って次順位の裁判官（次順位の裁判官が差し支えの場合は、傍受令状割当表の順序により、順次繰り下がる。）がこれを処理する。この場合、処理した裁判官には、その次の割当てを行わないものとする。

5 警察官職務執行法第3条第3項ただし書の規定による許可状請求の処理

許可状の請求があった場合に、当番の裁判官が地裁の裁判官であるときは、広島簡裁の裁判官が次のとおり処理する。

- (1) 別に定める許可状割当表により処理する。
- (2) 割り当てられた裁判官が差し支えの場合は、許可状割当表の順序に従って次順位の裁判官（次順位の裁判官が差し支えの場合は、許可状割当表の順序により、順次繰り下がる。）がこれを処理する。この場合、処理した裁判官には、その次の割当てを行わないものとする。

6 勾留理由開示請求事件の処理

当該勾留状を発付した裁判官がこれを担当する。ただし、勾留状を発付した裁判官が、広島地裁本庁及び広島簡裁以外の裁判官である場合は次のとおりとする。

- (1) 広島地裁の裁判官として発付した場合は、本庁刑事部の裁判官が協議の上、これを担当する。

- (2) 広島簡裁の裁判官として発付した場合は、広島簡裁の裁判官が、協議の上、これを担当する。

第2 求令状事件その他起訴後第1回公判期日前における身柄に関する事件の処理

1 広島地裁が受理した事件についての処理

- (1) 第1の1から3までの定めに従って当番の裁判官が担当する。ただし、当番の裁判官が簡裁の裁判官であるときは、本庁刑事部の未特例判事補が、その部内で定める順序により担当する。もしこれに差し支えがあるときは、担当裁判官に差し支えがあるときの代理順序の例による。

(2) 勾留理由開示請求事件の処理

当該勾留状を発付した裁判官がこれを担当する。ただし、勾留状を発付した裁判官が、次の場合、本庁刑事部の裁判官が、協議の上、これを担当する。

ア 本庁民事部所属の判事又は特例判事補であって、既に指定済みの口頭弁論期日等が予定されているなどの事由により、所長が、刑事訴訟規則84条所定の5日以内に勾留理由開示を実施することができないと認めた場合

イ 広島地裁本庁以外の裁判官の場合

(3) 未特例判事補

毎年4月1日現在で未特例判事補であった者は、翌年の3月31日までに職権特例指名が発令された場合でも、同日までは、未特例判事補として扱うものとする。

2 広島簡裁が受理した事件についての処理

別に広島簡裁で定めるところによる。

第3 心神喪失者等医療観察法33条1項、59条1項、2項の各申立てに付随する鑑定入院命令及び連戻状の請求に関する事件の処理

第1の1から3までの定めに従って当番の裁判官が処理する。ただし、当番の裁判官が簡裁の裁判官であるときは、本庁刑事部の左陪席裁判官が、別に定める鑑定入院命令割当表及び連戻状割当表に基づき担当する。もしこれに差し支えがあるときは、裁判官に差し支えがあるときの代理順序の例による。

第4 児童虐待の防止等に関する法律9条の3の規定による臨検捜索許可状請求に関する事件の処理

第1の1から3までの定めに従って当番の裁判官が処理する。ただし、当番の裁判官が簡裁の裁判官であるときは、広島地裁本庁の裁判官が、次のとおり処理する。

- 1 別に定める臨検捜索許可状割当表に基づいて担当する。
- 2 割り当てられた裁判官が差し支えの場合は、臨検捜索許可状割当表の順序に従って次順位の裁判官（次順位の裁判官が差し支えの場合は、臨検捜索許可状割当表の順序により、順次繰り下がる。）がこれを処理する。この場合、処理した裁判官には、その次の割当てを行わないものとする。

第5 応援態勢

- 1 勾留請求の予定件数が10件を超え、又は被疑者数が12人を超えることが判明した場合は、当該当番日の夜間当番裁判官が、昼間の当番裁判官を応援する。
- 2 応援裁判官への連絡は、前日に、前日が平日の場合は刑事訟廷事務室の職員が、前日が休日の場合は当直職員が行い、応援裁判官は、原則として午後3時までに登庁する。
- 3 応援裁判官が応援できない事情があるときは、当該裁判官において代替者を第6の2の各枠内で探し、代替者を刑事訟廷事務室又は当直室に連絡する。

第6 令状当番割当表の作成

- 1 年末年始の休日を除き、割当表は1か月ごとに作成する。ただし、裁判官の異動期においては、半月ごとに区切って作成することができる。

- 2 休日における当番の割当ては、同一日の昼間及び夜間において、地裁発令のある裁判官（地裁枠）又は簡裁発令しかない裁判官（簡裁枠）のいずれかに統一する。

なお、当番表作成後の交替は、各枠内で行うものとする。

- 3 年末年始の休日の割当て表は、別途作成し、現任庁への発令日の早い順（発令日が同じ場合は五十音順）に登載する。ただし、既に年末年始の休日を担当した裁判官は、担当した年月日順に最後尾に移して登載する。また、年度途中の転入者は、前記の順序に従って最後尾に順次登載する。

第7 裁判官の異動の際の取扱い

- 1 転入者は、年末年始の休日を除き、その前任者に対して既に割り当てられている分を引き継いで担当する。
- 2 未着任の転入者は、割当てから除外する。ただし、割当期間内に着任することが確実な場合には、この限りではない。
- 3 新任未特例判事補及び簡裁判事に対する割当ては次のとおりとする。

(1) 新任未特例判事補

発令の年の5月の連休明けまで割当てを行わない。

(2) 新任の簡裁判事（司法修習生の修習を終えた者を除く。）

発令の年の翌年の3月31日まで割当てを行わない。

第8 割当ての免除等

1 割当て除外

妊娠中及び産後1年を経過するまでの女性裁判官は、休日及び夜間の割当てから除外する。

2 申請による免除

事情により休日及び夜間の当番を担当することができない裁判官は、割り当てられるべき当番の全部又は一部の免除を、地裁の裁判官は所属する部の部総括裁判官又は支部長を経由して、簡裁の裁判官は司法行政事務掌理裁判

官を経由して、所長に申請することができる。所長は、理由があると認める場合は、当該裁判官について、割り当てるべき当番の全部又は一部を免除する。

3 応援による免除

第5により、応援した裁判官は、その後の休日における昼間の当番を1回免除する。

第9 特別な場合の措置

第1から第8までの定めでは処理できないか、又は適切な処理が図れないなど、必要と認められる事案については、その都度、所長が、関係裁判官の意見を聴取した上で、担当裁判官を指名する。

付 記

この申合せは、平成26年4月1日から実施する。

付 記

この申合せの一部変更は、平成26年5月30日から実施する。

被疑者国選弁護人選任等事件の事務分配等について

広島地裁本庁，呉支部，三次支部，
広島簡裁，東広島簡裁，可部簡裁，大竹簡裁，
呉簡裁，竹原簡裁，庄原簡裁の全裁判官

平成26年3月19日申合せ

第1 法37条の2による選任請求

1 勾留状発付までの選任請求事件

(1) 勾留請求後勾留状発付までに受け付けた選任請求は，当該勾留請求事件を担当する裁判官（以下「勾留担当裁判官」という。）が処理する。

(2) 昼間（午前8時30分から同日午後5時までの間をいう。以下同じ。）に受け付けた選任請求について，

ア 当該昼間に処理できないため，これに引き続く夜間（午後5時から翌日午前8時30分までの間をいう。以下同じ。）に処理する場合も，勾留担当裁判官が処理する。ただし，勾留担当裁判官は，同裁判官と所属庁（兼務庁を含む。）を同じくする他の裁判官（以下「同所属庁裁判官」という。）にその事務を引き継ぐことができる。

イ アによる夜間処理ができない場合，これに引き続く昼間が，平日であるときは勾留担当裁判官が，休日であるときは勾留担当裁判官の同所属庁裁判官（翌日の令状当番裁判官がこれに該当するときは，当該令状当番裁判官）が，それぞれ処理する。

(3) 夜間に受け付けた選任請求について，

ア 当該夜間に処理できないため，これに引き続く昼間に処理する場合は，平日であるときは勾留担当裁判官が，休日であるときは勾留担当裁判官の同所属庁裁判官（昼間の令状当番裁判官がこれに該当するときは，当該令状当番裁判官）が，それぞれ処理する。

イ アによる昼間処理ができないため，これに引き続く夜間に処理する場合

は、勾留担当裁判官の同所属庁裁判官（夜間の令状当番裁判官がこれに該当するときは、当該令状当番裁判官）が、それぞれ処理する。

2 勾留状発付後の選任請求

(1) 選任請求を受け付けた時間を担当する令状当番裁判官が処理する。

(2) 昼間に受け付けた選任請求について、

ア 当該昼間に処理できないため、これに引き続く夜間に処理する場合は、1の(2)のアの例による（ただし、「勾留担当裁判官」を、「令状当番裁判官」に読み替える。）。

イ アによる夜間処理ができない場合は、1の(2)のイの例による（ただし、「勾留担当裁判官」を、「令状当番裁判官」に読み替える。）。

(3) 夜間に受け付けた選任請求について、

ア 当該夜間に処理できないため、これに引き続く昼間に処理する場合は、1の(3)のアの例による（ただし、「勾留担当裁判官」を、「令状当番裁判官」に読み替える。）。

イ アによる昼間処理ができないため、これに引き続く夜間に処理する場合は、1の(3)のイの例による（ただし、「勾留担当裁判官」を、「令状当番裁判官」に読み替える。）。

第2 法37条の4による職権選任，法37条の5による複数選任及び法38条の3第4項による解任

当該職権発動をすべき事情があると判断されたとき又はその職権発動を求める申出があったとき（以上二つの場合を併せて「職権発動申出等があったとき」という。），その時間帯を担当する令状当番裁判官が処理する。ただし、当該職権発動申出等があった時間帯を担当する令状当番裁判官がその担当時間内に処理できない場合は、第1の1の例による（この場合、第1の1の(1)の「選任請求」を、「職権発動を求める申立て」に、第1の1の(2), (3)の「受け付けた選任請求」を「あった職権発動申出等」に読み替える。）。

第3 広島地裁呉支部・呉簡裁及び広島地裁三次支部・三次簡裁から引き継がれた選任請求等

休前日に広島地裁呉支部・呉簡裁又は広島地裁三次支部・三次簡裁から引き継がれた選任請求は、翌休日の昼間の令状当番裁判官が担当する。当該昼間に処理できない場合は、第1の2の(2)による。

第4 広島家裁，広島家裁呉支部及び広島家裁三次支部から引き継がれた選任請求等

休前日に広島家裁，広島家裁呉支部又は広島家裁三次支部から引き継がれた選任請求は、翌休日の昼間の令状当番裁判官が担当する。当該昼間に処理できない場合は、第1の2の(2)による。

第5 法350条の3による選任請求

- 1 勾留請求がなされた被疑者について、勾留状発付までに選任請求を受け付けた場合は、第1の1の例による。
- 2 在宅の被疑者からの選任請求及び勾留状発付後の被疑者からの選任請求については、第1の2の例による。

付 記

この申合せは、平成26年4月1日から実施する。

民事裁判事務の分配についての申合せ

広島地方裁判所呉支部

- 1 係属中又は既済となっている事件に付随する事件（例えば、通常訴訟事件に対する訴提起後の証拠保全、強制執行の停止等の申立て事件、保全異議・取消申立て事件等）は、当該係属中の事件を担当している裁判官又は当該既済事件を担当した裁判官若しくはその後任者に配付する。
- 2 各裁判官に配付された事件が、他の裁判官の担当している事件と関連しているなど他の裁判官に移転することが適当な事情がある場合には、関係裁判官の協議により、他の裁判官に移転することができる。この場合には、次の事件配付の際に適宜調整するものとする。
- 3 前年度の未済事件は、当該事件の担当裁判官において引き続き取り扱うものとする。
- 4 新年度の事務分配は、前年度の最終分配の次から始めるものとする。
- 5 裁判官の更迭又は担当事務の変更があったときは、後任（新担当）裁判官が前任（前担当）裁判官の事件を担当する。

広島地方裁判所呉支部裁判事務分配表（1）

種 別		担当者	近 下	柳 本	原 田	備 考
民事	合 通	常	全 部	全 部	全 部	
	議	の 他				
	通	常	3 / 4	1 / 4		
	手 形 , 小 切 手					
	再 審					
	民 事 保 全		1 / 2		1 / 2	
	民 事 執 行 雑		1 / 2		1 / 2	
	配 偶 者 暴 力 等 に 関 す る 命 令 保 護					
	破 産		全 部			
	再 生					
	会 社 更 生					
	民 事 非 訟		全 部		全 部	
	商 事 非 訟					
	借 地 非 訟					
	罹 災 都 市 借 地 借 家 等 臨 時 処 理					
	仮 登 記 仮 処 分 申 請					
	過 料					
	調 停					
仲 裁 関 係 事 件						
そ の 他				全 部		

刑事裁判事務の分配についての申合せ

広島地方裁判所呉支部

呉簡易裁判所

第1 全般

- 1 各裁判官に配付された事件が、他の裁判官の担当している事件と関連しているなど他の裁判官に移転することが適当な事情がある場合には、関係裁判官の協議により、他の裁判官に移転することができる。この場合には、次の事件配付の際に適宜調整するものとする。
- 2 前年度の未済事件は、当該事件の担当裁判官において引き続き取り扱うものとする。
- 3 新年度の事務分配は、前年度の最終分配の次から始めるものとする。
- 4 裁判官の更迭（又は担当事務の変更）があったときは、後任（新担当）裁判官が前任（前担当）裁判官の事件を担当する。
- 5 係属中又は既済となっている単独事件に付随する事件（例えば、公判請求事件に対する刑事補償請求事件、訴訟費用免除申立て事件、費用補償請求事件等。ただし、第2及び第3の事件を除く。）は、当該係属中の事件を担当している裁判官又は当該既済事件を担当した裁判官若しくはその後任者に配付する。

第2 心神喪失者等医療観察法33条1項、59条1項、2項の各申立てに付随する鑑定入院命令及び連戻状の請求に関する事件の処理

1 開庁日の昼間

原田裁判官が処理する。原田裁判官に差し支えのある場合は、柳本、近下裁判官の順に代理する。

2 開庁日の夜間及び閉庁日

第4の1(2)及び2により定まる当番の裁判官が処理する。ただし、当番の裁判官が村田及び長野裁判官である場合は、原田裁判官が処理し、原田裁判官に差し支えのある場合は、柳本、近下裁判官の順に代理する。

3 年末年始，夏期休廷期間及び裁判官の異動時期

第4の3により定まる裁判官が処理する。ただし，当番の裁判官が村田及び長野裁判官である場合は，原田裁判官が処理し，原田裁判官に差し支えのある場合は，柳本，近下裁判官の順に代理する。

第3 組織的犯罪処罰法に関する事件の処理

1 組織的犯罪処罰法又は麻薬特例法による没収及び追徴保全等請求事件は，これを次のとおり分配する。

(1) 組織的犯罪処罰法第4章の規定による没収及び追徴保全命令等請求事件（麻薬特例法19条4項又は同法20条3項によりその例によるとされるものを含む。）は，その本案事件の分配を受けた刑事合議係又は地裁支部刑事単独係若しくは簡裁刑事係に分配する。

ただし，起訴後第1回公判期日前の同事件は，柳本裁判官に分配する。

(2) 起訴前の1項の事件及び組織的犯罪処罰法71条1項による各種令状請求事件（麻薬特例法23条によりその例によるとされるものを含む。）は，柳本裁判官に分配する。

2 組織的犯罪処罰法第6章の規定による国際共助事件（麻薬特例法23条によりその例によるとされるものを含む。）は，原則として合議体で審理するものとする。

ただし，1(2)に掲げる各種事件を除く。

3 組織的犯罪処罰法52条2項，73条による取消又は変更請求事件（麻薬特例法19条4項，20条3項，23条によりその例によるとされるものを含む。）は，これを次のとおり処理する。

(1) 本案事件の受訴裁判所が地裁支部刑事合議体である場合は，本庁に回付する。

(2) その他の場合は，地裁支部において原裁判に関与している裁判官を除いて不服申立て裁判所を構成し，処理する。

第4 起訴前における各種令状及び被疑者の身柄に関する事務並びに開庁日の昼間
受理分の被疑者の国選弁護人選任・解任に関する事務は、次のとおり処理する。

1 開庁日

(1) 昼間（午前8時30分から午後5時までの受理分。以下同じ。）

月曜日 長 野 裁判官

火曜日 村 田 裁判官

水曜日 長 野 裁判官

木曜日 村 田 裁判官

金曜日 村 田 裁判官

(2) 夜間（当日午後5時から翌日午前8時30分までの受理分。以下同じ。）

月曜日から木曜日

近下，柳本，原田，村田及び長野裁判官が，一週間ごとに順次交代して
担当する。

金曜日

ア 金曜日が開庁日である場合は，次項2(1)のとおり。

イ 金曜日が閉庁日である場合は，次項2(2)のとおり。

2 閉庁日

(1) 土曜日及び日曜日（開庁金曜日午後5時00分から月曜日午前8時30分
までの受理分。以下同じ。）

近下，柳本，原田，村田及び長野裁判官が，一週間ごとに順次交代して
担当する。

(2) いわゆる振替休日を含む休日

（当日午前8時30分から翌日午前8時30分までの受理分。以下同じ。）

近下，柳本，原田，村田及び長野裁判官が，一休日ごとに順次交代して
担当する。

3 年末年始，夏期休廷期間及び裁判官の異動時期

1 及び 2 の定めにかかわらず、別途協議の上、当番を定める。

4 勾留理由開示請求事件

(1) 勾留理由開示請求事件は、1 から 3 までの定めにかかわらず、当該勾留状を発付した裁判官（ただし、勾留延長があった場合は、当該勾留延長の裁判をした裁判官）に配付する。

(2) 本庁（準抗告審）において勾留状が発付された場合の勾留理由開示請求事件は、村田裁判官に配付する。

5 当番裁判官に差し支えのある場合の処理

(1) 開庁日昼間の当番裁判官に差し支えのある場合は、次の順序により他の裁判官が代理する。

ア 村田裁判官差し支えの場合には、柳本、原田、近下裁判官の順に代理する。

イ 長野裁判官差し支えの場合には、村田、柳本、原田、近下裁判官の順に代理する。

(2) 開庁日昼間以外の当番裁判官に差し支えのある場合には、次順位の裁判官を割り当て、同当番裁判官には、次順位の裁判官の次回の当番日を割り当てる。

第 5 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の規定による傍受令状請求（同法第 7 条の傍受できる期間の延長請求を含む。）があった場合に、当番の裁判官が村田及び長野裁判官であるときは、近下、柳本及び原田裁判官が別に定める傍受令状割当表により処理する。

第 6 起訴後第 1 回公判期日前における被告人の身柄に関する事務は、次のとおり処理する。

1 呉簡裁

村田裁判官の担当する事件については、長野裁判官が処理し、長野裁判官に差し支えのある場合は、原田、柳本、近下裁判官の順に代理する。

長野裁判官の担当する事件については、村田裁判官が処理し、村田裁判官に差し支えのある場合は、原田、柳本、近下裁判官の順に代理する。

2 地裁支部

(1) 単独事件については、柳本裁判官が処理し、柳本裁判官に差し支えのある場合は、近下裁判官が代理する。

(2) 合議事件については、担当裁判官が刑事訴訟規則187条2項の規定に従い、呉簡裁の裁判官に処分を請求し、又は、自ら処理する。

3 勾留理由開示請求事件

勾留理由開示請求事件は、当該勾留状を発付した裁判官（ただし、勾留延長があった場合は、当該勾留延長の裁判をした裁判官）が起訴を受けた裁判所に所属し、かつ、当該勾留にかかる公判請求事件を担当しないときに限り、1及び2の定めにかかわらず、当該勾留状を発付した裁判官に配付する。

第7 刑事訴訟法429条による準抗告事件の処理

1 本案事件の受訴裁判所が合議体である場合又は休日に処理する必要がある場合は、本庁に回付する。

2 その他の場合は、地裁支部において不服申立て裁判所を構成し、処理する。

第8 児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律第9条の3の規定による臨検捜索許可状の請求に関する事件の処理

1 開庁日昼間

家裁処理とし、家裁の裁判官が、家裁の申合せにより処理する。

2 開庁日夜間及び閉庁日

第4の1(2)及び2により定まる当番の裁判官が処理する。ただし、当番の裁判官が村田裁判官及び長野裁判官である場合は、原田、柳本、近下裁判官の順に、地裁処理とする。

広島地方裁判所呉支部裁判事務分配表（2）

種 別		担当者	近 下	柳 本	原 田	備 考	
刑 事	合 議	公 判 請 求 そ の 他	全 部	全 部	全 部		
		公 判 請 求（単 独）				公判請求には即決裁判を含む。	
		心 神 喪 失 者 等 医 療 観 察 法 33 条 1 項, 59 条 1 項, 2 項 の 各 申 立 て			全 部		
		再 審					
		過 料					
		訴 訟 費 用 負 担 請 求					
		各 種 令 状 請 求 (勾 留 に 関 す る 処 分 を 含 み, 組 織 的 犯 罪 処 罰 法 71 条 1 項 に よ る も の (麻 薬 特 例 法 23 条 に よ り そ の 例 に よ る と さ れ る も の を 含 む。) を 除 く。)	刑事裁判事務の分配についての申合せ（地裁呉支部・呉簡裁）のとおり				
		被 疑 者 の 国 選 弁 護 人 選 任 ・ 解 任					
		心 神 喪 失 者 等 医 療 観 察 法 3 3 条 1 項, 5 9 条 1 項, 2 項 の 各 申 立 て に 付 随 す る 鑑 定 入 院 命 令 及 び 連 戻 状 の 請 求					
		組 織 的 犯 罪 処 罰 法 又 は 麻 薬 特 例 法 に よ る 没 収 ・ 追 徴 保 全 命 令 等 請 求 等	刑事裁判事務の分配についての申合せ（地裁呉支部・呉簡裁）のとおり				
		証 人 尋 問 請 求	1 / 2		1 / 2		
		証 拠 保 全					
		刑 の 執 行 猶 予 言 渡 取 消 の 請 求					
		共 助 (組 織 的 犯 罪 処 罰 法 第 6 章 の 規 定 に よ る も の (麻 薬 特 例 法 23 条 に よ り そ の 例 に よ る と さ れ る も の を 含 む。) を 除 く。)					心 神 喪 失 者 等 医 療 観 察 法 2 4 条 2 項 に 定 め る 嘱 託 に よ る 事 実 の 取 調 べ を 含 む。
		そ の 他					

民事裁判事務の分配についての取決め

広島地方裁判所尾道支部

- 1 前年度の未済事件は、当該事件の担当裁判官において引き続き取り扱うものとする。
- 2 新年度の事務分配は、前年度の最終分配の次から始めるものとする。
- 3 裁判官の更迭があったときは、後任裁判官が前任裁判官の事件を担当する。
- 4 平日の各夜間（午後5時から翌日午前8時30分までの受理分）並びに土曜日、日曜日及び休日（いわゆる振替休日を含む。午前8時30分から翌日午前8時30分までの受理分）における緊急処理を要する申立て等（保全処分、執行停止、人身保護請求等）は、別に定める令状当番表によりあらかじめ割り当てられた裁判官が処理する。

なお、令状当番表によると前記事務処理に支障があるときは、次表の担当裁判官が処理する。

令状当番表の裁判官	担当裁判官（①、②の順で処理する。）
佐々木 裁判官	次田裁判官
次 田 裁判官	佐々木裁判官
花 田 裁判官	①次田裁判官 ②佐々木裁判官

広島地方裁判所尾道支部裁判事務分配表（1）

種 別		担当者	佐々木	次 田	備 考
民事	通 常				
	手 形 , 小 切 手			全 部	
	再 審				
	民 事 非 訟				
	商 事 非 訟				
	借 地 非 訟		全 部		
	罹 災 都 市 借 地 借 家 等 臨 時 処 理				
	民 事 保 全		全 部		保全異議は発令者以外の者が担当する。
	民 事 執 行 雑		全 部		
	破 産				
	再 生		全 部		
	過 料				
	会 社 更 生		全 部		
	配 偶 者 暴 力 等 に 関 す る 保 護 命 令			全 部	
	調 停				
	仲 裁 関 係 事 件		全 部		
共 助					
そ の 他 （ 証 拠 保 全 等 ）		全 部			

刑事裁判事務の分配についての取決め

広島地方裁判所尾道支部

- 1 前年度の未済事件は、当該事件の担当裁判官において引き続き取り扱うものとする。
- 2 新年度の事務分配は、前年度の最終分配の次から始めるものとする。
- 3 裁判官の更迭があったときは、後任裁判官が前任裁判官の事件を担当する。
- 4 平日の各夜間（午後5時から翌日午前8時30分までの受理分）並びに土曜日、日曜日及び休日（いわゆる振替休日を含む。午前8時30分から翌日午前8時30分までの受理分）における緊急処理を要する申立て等（求令状、保釈請求、勾留執行停止等）は、別に定める令状当番表によりあらかじめ割り当てられた裁判官が処理する。

なお、令状当番表によると前記事務処理に支障があるときは、次表の担当裁判官が処理する。

令状当番表の裁判官	担当裁判官（①，②の順で処理する。）
佐々木 裁判官	次田裁判官
次 田 裁判官	佐々木裁判官
花 田 裁判官	① 次田裁判官 ② 佐々木裁判官

- 5 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の規定による傍受令状請求（同法第7条の傍受できる期間の延長請求を除く。）を処理した裁判官は、当該令状に付随する事務を担当する。

広島地方裁判所尾道支部裁判事務分配表(2)

種 別		担当者	佐々木	次 田	備 考	
刑 事	公判請求(単独)		全 部			
	心神喪失者等医療観察法33条1項, 59条1項, 2項の各申立て		全 部			
	証人尋問請求			全 部	心神喪失者等医療観察法24条2項に定める囑託による事実の取調べを含む。	
	証拠保全					
	共助(組織的犯罪処罰法第6章の規定によるもの(麻薬特例法23条によりその例によるとされるものを除く。))					心神喪失者等医療観察法24条2項に定める囑託による事実の取調べを含む。
	組織的犯罪処罰法第6章の規定による国際共助(麻薬特例法23条によりその例によるとされるものを除く。))					組織的犯罪処罰法71条1項によるもの(麻薬特例法23条によりその例によるとされるものを除く。))
	再 審		全 部			
	刑 事 補 償					
	訴訟費用免除					
	刑訴法350条の決定					
	組織的犯罪処罰法18条4項, 37条4項又は麻薬特例法16条3項の請求					
	過 料					
	訴訟費用負担請求					
	組織的犯罪処罰法又は麻薬特例法による没収・追徴保全命令等請求等		全 部			上記の国際共助事件に含まれる事件を除き, 組織的犯罪処罰法71条1項による各種令状請求(麻薬特例法23条によりその例によるとされるものを除く。))を含む。
各種令状請求(勾留に関する処分を含む。)		「裁判官令状等当番実施要領(申合せ)(地裁尾道支部, 尾道簡裁分)」のとおり			組織的犯罪処罰法71条1項(麻薬特例法23条によりその例によるとされるものを除く。))によるものを除く。	
心神喪失者等医療観察法33条1項, 59条1項, 2項の各申立てに付随する鑑定入院命令及び連戻状の請求						
そ の 他		全 部				

裁判官令状等当番実施要領（申合せ）

（地裁尾道支部，尾道簡裁分）

第1 起訴前における各種令状及び被疑者の身柄に関する事務は，次のとおり処理する。

1 各種令状等（2に定める申立て等を除く。）

(1) 平日昼間（午前8時30分から午後5時までの受理分。以下同じ。）

佐々木裁判官が5分の1，次田裁判官が5分の1，花田裁判官が5分の3の割合によりあらかじめ割り当てられた令状当番表（以下「令状当番表」という。）による。ただし，勾留等の身柄に関する事務は，事後の事務処理に支障のない他の裁判官において処理する。

(2) 平日夜間（午後5時から翌日午前8時30分までの受理分。以下同じ。）

ア 平日午後5時までに事前連絡があり，かつ，その日の午後6時30分ころまでに受理した令状請求事件は，令状当番表によりあらかじめ割り当てられた昼間の令状担当裁判官が処理する。

イ アの場合を除き，地裁福山支部又は福山簡裁で処理する。

(3) 土曜日，日曜日及び休日（いわゆる振替休日を含む。午前8時30分から翌日午前8時30分までの受理分。以下同じ。）

地裁福山支部又は福山簡裁で処理する。

(4) 公職選挙法違反，出入国管理及び難民認定法違反等の被疑者が多数にのぼり，令状請求が相当件数見込まれる事情がある場合

捜査機関からの事前連絡に基づき，捜査機関と地裁尾道支部若しくは尾道簡裁が協議した上，臨時に当直を置き，令状当番表によりあらかじめ割り当てられた令状担当裁判官が処理する。

(5) 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の規定による傍受令状請求（同法第7条の傍受できる期間の延長請求を含む。）があった場合

当番の裁判官が簡裁の裁判官であるときは，地裁の裁判官が処理する。

2 緊急処理を要する申立て等

平日夜間並びに土曜日、日曜日及び休日における緊急処理を要する事件（保釈請求、勾留執行停止等）は、令状当番表によりあらかじめ割り当てられた令状担当裁判官が処理する。

3 被疑者の国選弁護人選任・解任

(1) 勾留請求時における被疑者からの国選弁護人選任請求に関する事務及び勾留請求時に行う刑事訴訟法（以下「法」という。）37条の4による職権選任に関する事務は、当該勾留請求を担当する裁判官が勾留状発付と同時に処理する。

(2) 法38条の3第4項による解任に関する事務は令状当番表によりあらかじめ割り当てられた令状担当裁判官が処理する。

4 勾留理由開示請求事件

勾留理由開示の請求事件は、地裁尾道支部又は尾道簡裁の裁判官が発付したものについては、当該勾留状を発付した裁判官に配付し、地裁福山支部又は福山簡裁の裁判官が発付したものについては、事後の事務処理に支障のない地裁尾道支部又は尾道簡裁の裁判官が処理する。

第2 起訴後第1回公判期日までの被告人の身柄に関する事務は、次のとおり処理する。

1 平日昼間

原則として、事後の事務処理に支障のない裁判官において処理する。ただし、その裁判官において事件を処理できない場合は、刑事訴訟規則187条2項の規定に従い、地裁尾道支部の事務については尾道簡裁の裁判官に、尾道簡裁の事務については地裁尾道支部の裁判官にそれぞれ処分請求をし、又は自らが処理する。

2 平日夜間並びに土曜日、日曜日及び休日

緊急処理を要する事件（求令状、保釈請求、勾留執行停止等）は、令状当番

表によりあらかじめ割り当てられた令状担当裁判官が処理する。

3 勾留理由開示請求事件

勾留理由開示の請求事件は、地裁尾道支部又は尾道簡裁の裁判官が発付したものについては、当該勾留状を発付した裁判官に配付し、地裁福山支部又は福山簡裁の裁判官が発付したものについては、事後の事務処理に支障のない地裁尾道支部又は尾道簡裁の裁判官が処理する。

第3 心神喪失者等医療観察法33条1項、59条1項、2項の各申立てに付随する鑑定入院命令及び連戻状の請求に関する事件の処理

1 平日昼間

佐々木裁判官が2分の1，次田裁判官が2分の1の割合で処理する。

2 平日夜間

(1) 平日午後5時までに事前連絡があり、かつ、その日の午後6時30分ころまでに受理した事件は、地裁尾道支部で処理する。

(2) (1)の場合を除き、地裁福山支部で処理する。

3 土曜日、日曜日及び休日

地裁福山支部で処理する。

第4 児童虐待の防止等に関する法律第9条の3による臨検捜索許可状の請求に関する事件の処理

地裁尾道支部及び尾道簡裁では、処理しない。

第5 第1ないし第3の扱いにより難いと認められる事案が生じた場合には、裁判官において別途協議の上、処理する。

民事裁判事務の分配についての申合せ

広島地方裁判所福山支部

- 1 前年度の未済事件は、当該事件の担当裁判官において、引き続き取り扱うものとする。
- 2 新年度の事務分配は、前年度の最終分配の次から始めるものとする。
- 3 担当裁判官の更迭があったときは、後任裁判官が前任裁判官の事件を担当する。
- 4 数個の事件につき、分配を受けた裁判官において、互いに関連し、同一の裁判官が処理するのが相当と認めるときは、最初に分配を受けた裁判官に事件を移す。ただし、関係裁判官の協議により、これと異なる取扱いをすることができる。
- 5 保全申立事件において、本案が既に係属中の場合及び保全命令の判断がなされる前に、本案が係属するに至った場合は、裁判官の協議により、これを本案担当の裁判官に移すことができる。
- 6 保全異議・取消申立事件は、古賀裁判官に1，金光裁判官に1，内藤裁判官に1の割合で配付する。ただし、保全異議事件は、当該保全事件を担当した裁判官には分配しない取扱いとする。

本案が係属するに至った場合は、裁判官の協議により、これを本案担当の裁判官に移すことができる。
- 7 前記4ないし6により事件を移す等した場合は、次の分配において調整するものとする。
- 8 係属中又は既済となっている事件に付随する事件（例えば、証拠保全、特別代理人選任、強制執行の停止等の申立事件、保全取消申立事件及び係属中の事件を調停に付した事件等）は、当該係属中の事件を担当している裁判官又は当該既済事件を担当した裁判官若しくはその後任者に配付する。ただし、保全異議事件は除く。
- 9 同時廃止破産申立事件において、破産管財人を選任した場合、当該同時廃止破産申立事件の担当裁判官が引き続き担当する。

広島地方裁判所福山支部裁判事務分配表（1）

種 別		担当者		古賀	佐藤	金光	内藤	楠	備 考	
		通 常	再 審							
民 事	合 議	通 常	全部	全部		全部 ※(1)	全部 ※(2)	全部	※(1) 金光単独係 からの付合議分 ※(2) 上記を除く もの	
		再 審								
		そ の 他								
		通 常				1/2	1/2			
		手 形 , 小 切 手								
		再 審	原裁判をした訴訟法上の裁判所に分配する。							
		民 事 非 訟								
		商 事 非 訟 (特別清算を除く。)		全部						
		借 地 非 訟								
		罹災都市借地借家 臨時処理等								
		配偶者暴力等に関 する保護命令			1/3	1/3	1/3			
		民 事 保 全	1/5	1/5				3/5		
		民事執行（財産開示 事件を除く。）								
		民事執行（財産開 示事件）	1/4	1/4	1/4	1/4				
		再 生	1/3		1/3	1/3			民事通常再生は 内藤	
		破 産	管 財 事 件			1/3	2/3			
	同 時 廃 止 事 件				2/3	1/3				
		会 社 更 生	全部						合議体は、裁判長 (古賀)、陪席(内 藤、楠)で構成	
		特 別 清 算					全部			
		過 料		全部						
	調 停	1/3		1/3	1/3					
	仲 裁 関 係 事 件	全部								
	共 助						全部			
	そ の 他	1/3		1/3	1/3					

刑事裁判事務の分配についての申合せ

広島地方裁判所福山支部

- 1 前年度の未済事件は、当該事件の担当裁判官において引き続き取り扱うものとする。
- 2 新年度の事務分配は、前年度の最終分配の次から始めるものとする。
- 3 担当裁判官の更迭があったときは、後任裁判官が前任裁判官の事件を担当する。
- 4 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の規定による傍受令状請求（同法第7条の傍受できる期間の延長請求を除く。）を処理した裁判官は、当該令状に付随する事務を担当する。

広島地方裁判所福山支部裁判事務分配表(2)

種 別	担当者					備 考	
	古賀	佐藤	金光	内藤	楠		
刑 事	公判請求(単独)		全部				
	心神喪失者等医療観察法33条1項, 59条1項, 2項の各申立て		1/2		1/2		
	合 議	公判請求		全部	全部	全部	麻薬特例法19条4項, 20条3項, 23条によりその例によるとされるものを含む。
		起訴強制					
		除斥, 忌避又は回避					
		準抗告					
	組織的犯罪処罰法52条2項, 73条による取消・変更請求		全部	全部			麻薬特例法19条4項, 20条3項, 23条によりその例によるとされるものを含む。
	組織的犯罪処罰法第6章の規定による国際共助(麻薬特例法23条によりその例によるとされるものを含む。)						組織的犯罪処罰法65条1項及び71条1項によるもの(麻薬特例法23条によりその例によるとされるものを含む。)を除く。
	証人尋問請求						
	証拠保全					全部	
	共助 (合議となるものを除く。)						心神喪失者等医療観察法24条2項に定める囑託による事実の取調べを含む。
	過料		全部				刑訴法38条の4のうち, 被疑者にかかるもの
	再審	原裁判をした訴訟法上の裁判所に分配する。					
	刑事補償						
	訴訟費用免除						
	刑訴法350条の決定						
	組織的犯罪処罰法65条1項の取消請求						麻薬特例法23条によりその例によるとされるものを含む。
	組織的犯罪処罰法18条4項, 37条4項又は麻薬特例法16条3項の請求						
各種令状請求(勾留に関する処分を含む。)	「裁判官令状等当番実施要領(申合せ)」のとおり					組織的犯罪処罰法71条1項によるもの(麻薬特例法23条によりその例によるとされるものを含む。)を除く。	
心神喪失者等医療観察法33条1項, 59条1項, 2項の各申立てに付随する鑑定入院命令及び連戻状の請求							
被疑者の国選弁護人選任・解任							
組織的犯罪処罰法又は麻薬特例法による没収・追徴保全命令等請求等	「組織的犯罪処罰法又は麻薬特例法による没収・追徴保全命令等請求事件等事務分配基準」のとおり					上記の取消・変更請求, 国際共助事件に含まれる事件を除き, 組織的犯罪処罰法71条1項による各種令状請求(麻薬特例法23条によりその例によるとされるものを含む。)を含む。	
検察審査会の起訴議決に基づく指定弁護士の指定	全部						
訴訟費用負担請求		全部					
その他							

裁判官令状等当番実施要領（申合せ）

（地裁福山支部，福山簡裁分）

第1 起訴前における各種令状及び身柄並びに被疑者の国選弁護人選任・解任に関する処理

以下，「昼間」とは午前8時30分から午後5時00分までの受理分，「夜間」とは午後5時00分から翌日の午前8時30分までの受理分，「平日」とは月曜日から金曜日（ただし，裁判所の休日を除く。）をいう。

1 平日昼間

月曜日 橋本（2，4週），北川（1，3，5週）

火曜日 三浦

水曜日 北川

木曜日 三浦

金曜日 橋本

2 平日夜間

次の順序で担当する。

①北川，②待機者1，③待機者2，④三浦，⑤待機者3，⑥待機者4，
⑦北川，⑧待機者5，⑨待機者6，⑩三浦，⑪待機者7，⑫待機者8，
⑬待機者9，⑭北川，⑮待機者10，⑯三浦，⑰待機者11，⑱待機者12，
⑲待機者13，⑳待機者14

ただし，待機者は，金光，橋本，佐藤，古賀，内藤，楠の順に割り当て，金光割当分の3周目分について，北川，古賀，三浦，楠，内藤，橋本，佐藤の順に割り当てる。

3 土曜日（土曜日の午前8時30分から日曜日の午前8時30分までの受理分）及び日曜日（日曜日の午前8時30分から月曜日の午前8時30分までの受理分）

次の順序で担当する。

①北川（土曜，日曜連続），②（土曜：古賀，日曜：楠），③（土曜：橋本，日曜：内藤），④（土曜：金光，日曜：佐藤），⑤（土曜：佐藤，日曜：金光），⑥（土曜：内藤，日曜：橋本），⑦（土曜：楠，日曜：古賀）⑧三浦（土曜，日曜連続）

4 土曜日及び日曜日と重ならない休日（当日の午前8時30分から翌日の午前8時30分までの受理分）

次の順序で担当する。

①北川，②古賀，③佐藤，④楠，⑤内藤，⑥金光，⑦橋本，⑧三浦

5 金光，橋本，佐藤，古賀，内藤及び楠については，夜間当番が連続しないよう割当の際に調整する。

6 同一裁判官が，土曜日，日曜日並びに土曜日及び日曜日と重ならない休日において3日連続して当番となる場合には，土曜日及び日曜日の担当を上記3における次順位の裁判官と入れ替えることにより調整する。

7 当番裁判官に差し支えが生じた場合

裁判官が協議して定める。

第2 求令状事件その他起訴後第1回公判期日前における身柄に関する事件の処理

1 地裁事件

(1) 合議事件 内藤（差し支えのときは古賀）

(2) 単独事件 楠（差し支えのときは内藤，金光，古賀）

2 簡裁事件

次の順序で担当する。

①橋本，②北川

第3 勾留理由開示請求事件

勾留状を発付した裁判官（勾留延長されているときは，勾留延長をした裁判官）

第4 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の規定による傍受令状請求（同法第7条の傍受できる期間の延長請求を含む。）及び平日の勤務時間外に児童虐待の防止等に関する法律の規定による臨検捜索許可状請求があった場合に、当番の裁判官が簡裁の裁判官であるときは、地裁の裁判官が次のとおり処理する。なお、平日の勤務時間内に児童虐待の防止等に関する法律の規定による臨検捜索許可状請求があった場合は、家裁の裁判官が処理することとする。

- 1 別に定める傍受令状及び臨検捜索許可状割当表により処理する。
- 2 割り当てられた裁判官が差し支えの場合は、傍受令状及び臨検捜索許可状割当表の順序に従い、次順位の裁判官（次順位の裁判官が差し支えの場合は、傍受令状及び臨検捜索許可状割当表の順序により、順次繰り下がる。）がこれを処理する。この場合、処理した裁判官には、次の割当てを行わないものとする。

第5 心神喪失者等医療観察法第33条第1項、第59条第1項、第2項の各申立てに付随する鑑定入院命令及び連戻状の請求があった場合に、当番の裁判官が簡裁の裁判官であるときは、地裁の裁判官が次のとおり処理する。

- 1 別に定める鑑定入院命令及び連戻状割当表により処理する。
- 2 割り当てられた裁判官が差し支えの場合は、鑑定入院命令及び連戻状割当表の順序に従い、次順位の裁判官（次順位の裁判官が差し支えの場合は、鑑定入院命令及び連戻状割当表の順序により、順次繰り下がる。）がこれを処理する。この場合、処理した裁判官には、次の割当てを行わないものとする。

第6 その他

年末年始、4月末から5月初旬のゴールデンウィーク及び夏期休廷期間については、裁判官全員の協議によって別途担当者を定める。

組織的犯罪処罰法又は麻薬特例法による没収・追徴保全命令
等請求等事件事務分配基準

(地裁福山支部分)

- 1 組織的犯罪処罰法第4章の規定による没収・追徴保全命令等請求事件（麻薬特例法第19条第4項，第20条第3項によりその例によるとされるものを含む。）は，その本案事件の分配を受けた係に分配する。
- 2 起訴前の1の事件及び組織的犯罪処罰法第71条第1項による各種令状請求事件（麻薬特例法第23条によりその例によるとされるものを含む。）は，楠裁判官に分配する。
- 3 起訴後第1回公判期日前の1の事件は，本案が合議事件の場合は古賀裁判官に1，内藤裁判官に1の割合で分配し，単独事件の場合は楠裁判官に分配する。

民事・刑事裁判事務の分配についての申合せ

広島簡易裁判所

第1 民事

- 1 通常訴訟は不動産事件とその他の事件に分け、それぞれ順次分配する。
通常訴訟のうち、一方の当事者の数が6人を超えるときは、7人ごとに通常訴訟事件の配付数を1減ずる。
- 2 賃料増額（減額）確認等請求事件（賃料請求を除く。）は不動産事件とする。
- 3 手形、小切手判決に対する異議事件は、その判決をした裁判官に配付する。
ただし、その配付数だけ通常訴訟の配付を減ずる。
- 4 少額訴訟判決に対する異議申立て事件は、その判決をした裁判官に配付する。
- 5 控訴提起事件は、その本訴事件を担当した裁判官に配付する。
- 6 各係に配付された事件で他の係の事件と関連するものについては、関係係の協議により、これを他の係に移すことができる。この場合は、原則として、受理の早い事件の担当係に移すものとする。
前記により事件が移転された場合には、従前の担当係に対し、新担当係が配付を受けた最新の事件を上記1及び2の事件区分により移転して調整する。
- 7 本訴提起以後の強制執行停止申立て事件は、本訴を担当する裁判官に配付する。
本訴事件の控訴に伴い提起された強制執行停止申立て事件は、その本訴事件を担当した裁判官に配付する。
- 8 保全異議・取消申立て事件は、保全命令を発した裁判官（保全命令を発した裁判官と担保の決定をした裁判官が異なるときは、担保の決定をした裁判官）に配付する。本案が係属しているとき又は本案が係属するに至ったときは、関係裁判官の協議により、これを本案担当裁判官に移すことができる。
- 9 保全命令事件で申立て時既に本案が係属しているもの及び本案とともに申し立てられたものは、本案裁判官に配付する。

- 10 本訴提起とともになされた特別代理人選任申立て事件は、本訴担当裁判官に配付する。
- 11 証拠保全申立て事件は、通常訴訟と同様に分配する。ただし、本訴事件に関連するものは本訴担当裁判官に配付する。
- 12 民事調停官に対する民事調停事件の配付については、当分の間、各裁判官に配付された事件の一部を、各裁判官が各民事調停官に配付する。

第2 刑事

- 1 公判請求事件は、次の事件ごとに各係に順次分配する。
 - (1) 公判請求事件（要通訳事件を除く。）
 - (2) 公判請求事件のうちの要通訳事件
 - (3) 正式裁判請求事件
 - (4) 即決裁判請求事件
 - (5) 再審請求事件
- 2 関連事件のうち、1人の被告人が数罪を犯したいわゆる追起訴事件は、先に配付済みの事件を担当している係に分配する。
- 3 被告人が2人以上のため、2つの係が担当している場合の追起訴事件は、両係間の協議によって分配する。
- 4 広島地裁本庁及び広島簡裁の全裁判官で定める裁判官令状等当番実施要領（申合せ）第1の1の(1)の簡裁の裁判官が担当する日については、各裁判官に平等に割り当てる。

民事・刑事裁判事務の分配についての申合せ

尾道簡易裁判所

- 1 前年度の未済事件は、当該事件の担当裁判官において引き続き取り扱うものとする。
- 2 新年度の事務分配は、前年度の最終分配の次から始めるものとする。
- 3 裁判官の更迭があったときは、後任裁判官が前任裁判官の事件を担当する。
- 4 平日の各夜間（午後5時から翌日午前8時30分までの受理分）並びに土曜日、日曜日及び休日（いわゆる振替休日を含む。午前8時30分から翌日午前8時30分までの受理分）における緊急処理を要する申立て等（民事事件に関する保全処分及び執行停止等並びに刑事事件に関する求令状、保釈請求及び勾留執行停止等）は、別に定める令状当番表によりあらかじめ割り当てられた裁判官が処理する。

なお、令状当番表によると前記事務処理に支障があるときは、次表の担当裁判官が処理する。

令状当番表の裁判官	担当裁判官（①、②の順で処理する。）
佐々木 裁判官	次田裁判官
次 田 裁判官	佐々木裁判官
花 田 裁判官	①次田裁判官 ②佐々木裁判官

民事裁判事務の分配についての申合せ

福山簡易裁判所

- 1 前年度の未済事件は、当該事件の担当裁判官において引き続き取り扱うものとする。
- 2 新年度の事務分配は、前年度の最終分配の次から始めるものとする。
- 3 担当裁判官の更迭があったときは、後任裁判官が前任裁判官の事件を担当する。
- 4 通常訴訟は、業者事件、市民間紛争事件及びその他の事件並びに督促異議申立事件に分け、それぞれ順次分配する。
- 5 手形、小切手判決に対する異議事件は、その判決をした裁判官に分配する。
- 6 少額訴訟判決に対する異議申立て事件は、その判決をした裁判官に分配する。
- 7 数個の事件につき、分配を受けた裁判官において、互いに関連し、同一の裁判官が処理するのが相当と認めるときは、最初に分配を受けた裁判官に事件を移す。ただし、関係裁判官の協議により、これと異なる取扱いをすることができる。
- 8 保全異議・取消申立て事件は、保全命令を発した裁判官（保全命令を発した裁判官と担保の決定をした裁判官が異なるときは、担保の決定をした裁判官）に分配する。本案が係属しているとき又は本案が係属するに至ったときは、関係裁判官の協議により、これを本案担当裁判官に移すことができる。
- 9 保全命令事件で申立て時既に本案が係属しているもの及び本案とともに申し立てられたものは、本案裁判官に分配する。
- 10 前記7及び8後段により事件を移した場合は、係において次に分配された事件で調整するものとする。
- 11 係属中又は既済となっている事件に付随する事件（例えば、証拠保全、特別代理人選任、強制執行の停止等の申立事件、保全取消申立事件及び係属中の事件を調停に付した事件等）は、当該係属中の事件を担当している裁判官又は当該既済事件を担当した裁判官若しくはその後任者に分配する。

刑事裁判事務の分配についての申合せ

独立簡裁

- 1 正式裁判の申立てによる刑事事件は、裁判事務の代理順序による裁判所の裁判官が担当する。
- 2 選挙違反を公訴事実とする略式命令事件は、できる限り下記填補裁判官において処理し、正式裁判の請求があったときには、自庁裁判官において審理するよう配慮するものとする。

記

起訴を受けた簡易裁判所	填補する裁判所及び裁判官
東 広 島	広島簡易裁判所の裁判官
可 部	
大 竹	
竹 原	呉簡易裁判所の裁判官
府 中	福山簡易裁判所の裁判官
庄 原	三次支部の裁判官